

令和 5 年 (2023 年) 7 月 13 日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の  
実施について

市が設置する義務教育緒学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容	感染症名	期 間
市立函館高等学校	休校	新型コロナウイルス	7月13日～7月17日

2 臨時休業等の状況 (7月13日時点)

(1) 新型コロナウイルス感染症

- ・ 休 校 1 校
- 小 学 校 0 校
- 中 学 校 0 校
- 義務教育学校 0 校
- 高等学校 1 校

(2) インフルエンザ

- ・ なし

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課 (21-3545)